

別表第 1 事故等による措置要件

措置要件	期間	運用基準	運用期間
1 虚偽記載 (1) 局発注業務（郡山市発注の業務を含む。以下同じ。）の契約に係る一般競争又は指名競争において、入札参加申請書、入札参加資格確認資料その他の契約締結までの提出資料に虚偽の記載をし、局発注業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内	ア 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。 イ 業務着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。 ウ 業務着手後に受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。 エ 業務着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が大きいと認められるとき。 オ 業務着手前に虚偽の記載事実について受注者からの報告があり、受注者の過失が認められるとき。	6 か月 4 か月 3 か月 2 か月 1 か月
2 過失による粗雑履行 (1) 局発注業務の履行に当たり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき （引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	1 か月以上 6 か月以内	ア 補修が不可能な場合（補修により所期の目的を達成出来ない場合）又は粗雑履行に起因し、公衆に重大な損害（死亡者の発生、広範な損害等）を与えるなど、公衆への影響が極めて大きいと認められるとき。 イ 粗雑履行に起因し、公衆に損害（全治 1 か月以上若しくは入院 2 週間以上の医師の診断、又は物損額が 50 万円以上の被害）を与えたとき。 ウ 会計検査院の検査若しくは監査委員の監査で不良業務として指摘	6 か月 5 か月 3 か月

(2) 局発注業務以外の業務（以下「一般業務」という。）のうち市内における業務の履行に当たり、重大な過失（※１）により業務を粗雑にし	1 か月以上 3 か月以内	され、手直しを命じられたとき、又は測量等において成果品の契約不適合により工事の手直しが必要となったとき。	
		エ 完了検査で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき、又は物品の購入等において、契約不適合により減価採用したとき。	2 か月
		オ 引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく追完請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。（粗雑業務が複数箇所を確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間を延長出来るものとする。）（物品の購入等における前記エに該当する場合を除く。）	1 か月 2 週間
		カ 建設工事における完成検査で修補の指示（郡山市上下水道局工事等検査実施要綱第 6 条に定める手直し指示書に基づく指示）を受け、補修後、契約工期内に完成検査で合格した場合。（粗雑工事が複数箇所を確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間を延長することができるものとする。）	1 か月
		ア 補修が不可能な場合（補修により所期の目的を達成出来ない場合）又は粗雑履行に起因し、公衆に重大な損害（死亡者の発生、広範な損害等）を与えるなど、公衆への影響が極めて大きいと認められるとき。	3 か月

		エ 監督・検査業務の執行を妨害したとき。 オ 業務の履行管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。 カ 契約約款、仕様書等に基づく重要な報告（事故報告等）の提出を怠ったとき。 キ 建設工事において現場代理人の常駐義務に違反したとき。 ク 前記オに掲げる場合のほか、契約約款、仕様書等に基づく報告、届出等の契約不適合、遅滞、未提出が認められたとき（発注者の指導等により改善した場合を除く。）。	3 か月 2 か月 1 か月 2 週間
4 公衆損害事故 (1) 局発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (2) 一般業務のうち市内における業務の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該業務等の責任者等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内	ア 死亡（複数） イ 死亡（1 人） ウ 負傷程度Ⅱ（※2） エ 負傷程度Ⅰ（※3） オ 物損程度Ⅱ（※4） カ 物損程度Ⅰ（※5） ア 死亡（複数） イ 死亡（1 人） ウ 負傷程度Ⅱ エ 負傷程度Ⅰ	6 か月 4 か月 2 か月 1 か月 2 か月 1 か月 3 か月 2 か月 1 か月 2 週間 1 か月

(3) 一般業務のうち市外における業務の実施に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該業務等の責任者等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 か月以上 3 か月以内		1 か月
5 業務関係者事故 (1) 局発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (2) 一般業務のうち市内における業務の履行に当たり、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該業務等の責任者等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (3) 一般業務のうち市外における業務の履行に当たり、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該業務等の責任者等	2 週間以上 4 か月以内 2 週間以上 2 か月以内 2 週間以上 2 か月以内	ア 死亡（複数） イ 死亡（1 人） ウ 負傷程度Ⅱ エ 負傷程度Ⅰ ア 死亡（複数） イ 死亡（1 人） ウ 負傷程度Ⅱ エ アからウまで以外の被害	4 か月 2 か月 1 か月 2 週間 2 か月 1 か月 2 週間 1 か月 2 週間 2 週間

が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。			
--	--	--	--

(※１) この表において「重大な過失」とは、法令違反による処分がなされた場合をいう。

(※２) 負傷程度Ⅱ：全治３か月以上の医師の診断

(※３) 負傷程度Ⅰ：全治３か月未満の医師の診断

(※４) 物損程度Ⅱ：物損100万円以上又は公衆の社会生活へ大きな影響を与えた場合

(※５) 物損程度Ⅰ：物損100万円未満

別表第２ 贈賄及び不正行為等による措置要件

措置要件	期間	運用基準	運用期間
１ 贈賄 (１) 次に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以	４か月以上 12か月以内 ３か月以上 ９か月以内	ア 代表役員等 イ 一般役員等	12か月 ９か月

下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。） (2) 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次に掲げる者が、県外の公共機関（ただし、イの場合は、本県を除く東北各県の区域内に限る。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 3 か月以内	ウ 使用人 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	6 か月 9 か月 6 か月 3 か月 9 か月 3 か月
2 独占禁止法違反行為 (1) 局発注業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相	3 か月以上 12か月以内	ア 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の	12か月

手方として不適當であると認められるとき。 (2) 一般業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2 か月以上 9 か月以内	従業員が、独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。 イ 刑事告発がなされたとき。 ウ 課徴金納付命令がなされるとき。 エ 排除措置命令がなされたとき。 ア 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。 イ 刑事告発がなされたとき。 ウ 課徴金納付命令がなされるとき。 エ 排除措置命令がなされたとき。	9 か月 6 か月 6 か月 9 か月 6 か月 3 か月 3 か月
3 競売入札妨害又は談合 (1) 局発注業務に関し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 (2) 一般業務に関し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	4 か月以上 12 か月以内 3 か月以上 12 か月以内 3 か月以上 12 か月以内	ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	12 か月 12 か月 12 か月 12 か月

イ 一般役員等又は使用人	2か月以上 12か月以内		
4 建設業法違反行為			
(1) 局発注業務に関し、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2か月以上 9か月以内	ア 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき（建設業法第22条第1項又は第2項違反の場合は別表第1第3項第2号イを適用する。）。 ウ 監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。 エ 監督官庁から指示処分を受けたとき。	9か月 6か月 4か月 2か月
(2) 市内における一般業務に関し、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上 9か月以内	ア 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。 ウ 監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。 エ 監督官庁から指示処分を受けたとき。	6か月 3か月 2か月 1か月
(3) 市外における一般業務に関し、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上 9か月以内	ア 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 監督官庁から営業停止処分を受けたとき。	3か月 1か月

5 業務関連法令違反行為 (1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき、又は業務に関し暴力的不法行為を行う等、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 12か月以内	ア 有資格業者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。（※） イ 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。 ウ 有資格業者等が、暴力団等に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。 エ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。 オ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。 カ 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。 キ 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又	入札参加資格の取消 9 か月 9 か月 6 か月 6 か月 5 か月 5 か月
---	--------------------------	---	--

(2) 別表第 1 並びに前各項及び前号に掲げる場合のほか、業務関連法令違反により、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 12か月以内	は暴力団等を利用したと認められるとき。	5 か月
		ク 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等を下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。	
		ケ 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3 か月
		コ アからケまでを除くほか、有資格業者等が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。	2 か月
		ア 局発注業務	
		(7) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12か月
		(イ) 監督官庁から行政処分又は行政指導を受けたとき。	6 か月
		(ウ) 法令違反があったとき。	1 か月
		イ 市内の一般業務	
		(7) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6 か月
		(イ) 監督官庁から行政処分又は行政指導を受けたとき。	3 か月
		ウ 市外の一般業務	
		(7) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2 か月
			1 か月

		(イ) 監督官庁から行政処分又は行政指導を受けたとき。	
6 入札執行妨害 (1) 局発注業務の入札に当たり、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるとき。 ア 入札に参加するに際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 イ 入札において、挙動不審な行動又は公衆に著しい迷惑行為をしたとき。	1 か月以上 12か月以内		案件による
7 契約締結拒否 (1) 局発注業務において、落札（随意契約による決定を含む。）したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	1 か月以上 12か月以内	ア 入札手続きを妨げることを目的とするなど、契約を締結しないことについて特に悪質性が高いと認められるとき。 イ 入札保証金相当額を期限までに納付しないなど、契約を締結しないことについて悪質性が認められるとき。 ウ 入札金額の算定誤りなど錯誤によるもので、悪質性がないと認められるとき。 エ 履行に必要な条件を満たすことができないやむを得ない理由があると認められるとき。 オ 前記ア～エを除くほか、契約を締結しないとき。	12か月 8 か月 4 か月 2 か月 案件による
8 不正又は不誠実な行為 (1) 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為を	1 か月以上 9 か月以内		案件による

し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。			
(2) 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内		案件による

(※) 郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和 6 年 9 月 6 日制定）第 6 条第 2 項第 6 号に該当する場合をいう。